

耐久性基準自己チェックシート（木造一戸建て等）

物件所在地			
建物の属性の確認		次の(1)から(3)までの全てに該当する場合にこの表を利用してください。 (1) 耐火構造及び準耐火構造以外の住宅 (2) 木造住宅（在来木造、枠組壁工法（2×4）又は木質系プレハブ等） (3) 一戸建て又は連続建ての住宅	
項目		調査内容	
①外観の調査	(1) 基礎	地面から基礎上端までの高さが40cm以上あること。 * 築10年超の住宅の場合、30cm以上あること。	基礎の高さ = ( ) cm
	(2) 床下換気口	外壁の床下部分に、壁の長さ4m以内*ごとに換気口が設けられていること。 *築年数10年以上で床下に劣化・腐朽が見られない場合、換気口間隔は5m以内ごと * 玄関土間部分及び浴室土間部分は計算の際、除外できます。	換気口の最大間隔 = ( ) m
	(3) 小屋裏換気口	独立した小屋裏ごとに、次のア～エのいずれかに該当する換気口が設けられていること。 ア 小屋裏の壁（対称面）に2ヶ所以上 イ 軒裏に2ヶ所以上 ウ 軒裏に1ヶ所以上及び小屋裏の壁に1ヶ所以上 エ 軒裏に1ヶ所以上及び小屋裏の頂部に1ヶ所以上	△ア イ ウ エ
	(4) 外壁	次のア～ウに適合すること。 ア 外壁及び基礎を目視し、蟻害が認められないこと。 イ 水回り周囲及び北側に面する外壁を目視し、浮き、膨らみ、変色、カビ、藻のうち複数の事象が認められないこと。 ウ 水回り周囲及び北側に面する外壁の軸組等が存する部分を叩き、軸組等に発生している腐朽等及び蟻道による空洞音がしないこと。	
	(5) 水切り	土台部分に水切りが設けられていること。（平成13年度以降に建設された住宅に限る。）	
②室内の調査	(1) 水回り・北側の内壁	水回り周囲及び北側に面する壁の室内側に浮き、膨らみ、変色、カビ、漏水、結露の跡が認められないこと。	
	(2) 浴室・脱衣室の隣室	浴室又は脱衣室に接する隣の部屋の内壁、天井及び床の木部の部分に腐朽等及び蟻害が認められないこと。	
	(3) 浴室・脱衣室の天井裏	ユニットバスの天井裏に通じる点検口等がある場合は、点検口等から天井裏の木材を目視又は触診し、腐朽等及び蟻害が認められないこと。	
③小屋裏空間の調査	小屋裏部分の木材	次のア及びイに適合すること。 ア 小屋裏に通じる点検口等から小屋裏部分の木材を目視又は触診し、腐朽等及び蟻害が認められないこと。 イ 次のa又はbのいずれかであること。 a 小屋裏に通じる点検口等から小屋裏部分の木材を触り、水分が手につく程度に濡れていないこと。 b aに該当しない場合にあっては、次のi～iiiの全てを確認すること。 i 小屋裏部分を移動して、小屋裏部分の木材を目視又は触診し、腐朽等及び蟻害が認められないこと。 ii 小屋裏部分を移動して、小屋裏部分の木材を触り、柔らかい部分がないこと。 iii 小屋裏部分を移動して、小屋裏部分の木材を叩き、空洞音がしないこと。	△a b
④床下空間の調査	(1) 土台	床下に通じる点検口等から土台を目視し、腐朽等及び蟻害が認められないこと。	
	(2) 床下	床下に通じる点検口等から床下空間を目視し、蟻害が認められないこと。	
	(3) 床下部分の木材	次のア及びイに適合すること。 ア 床下に通じる点検口等から床下部分の木材を目視又は触診し、腐朽等及び蟻害が認められないこと。 イ 次のa又はbのいずれかであること。 a 床下に通じる点検口等から床下部分の木材を触り、水分が手につく程度に濡れていないこと。 b aに該当しない場合にあっては、次のi～iiiの全てを確認すること。 i 床下部分を移動して、床下部分の木材を目視又は触診し、腐朽等及び蟻害が認められないこと。 ii 床下部分を移動して、床下部分の木材を触り、柔らかい部分がないこと。 iii 床下部分を移動して、床下部分の木材を叩き、空洞音がしないこと。	△a b
特記事項			